

研究に係る不正行為防止に関する基本方針

(平成28年2月19日制定)

この基本方針は、高知学園短期大学（以下、「本学」という。）における、研究者等が行う研究活動の不正行為防止及び研究費適正使用のために必要な事項を定める。本方針を関係者すべてに周知することにより、研究に係る不正行為防止に取り組む。なお、本規範において「研究費」とは、本学で研究のために直接使用される全ての経費を指す。

1. 不正行為とは次の行為をいう。
 - 1) 研究活動における不正行為
データの捏造・研究成果の偽造、改ざん、盗用を行うこと。
 - 2) 研究資金の不正受給及び不正使用
 - ①偽りその他不正な手段により研究資金を受給すること。
 - ②研究資金を本来の用途以外に使用すること。
 - ③虚偽の請求に基づき研究資金を支出すること。その他法令などに違反して研究資金を支出すること。
 - ④本学で定める諸規程に違反して、又は違反した方法で研究資金を使用すること。
2. 本学の教職員は次の事項を遵守しなければならない。
 - 1) 研究活動における遵守事項
 - ①不正行為をしてはならない。
 - ②不正行為に加担してはならない。
 - ③第三者に不正行為をさせてはならない。
 - ④不正行為が行われようとしていることを知ったときにはそれを防止する。
 - ⑤実験ノート、実験報告書などを作成し、適切に保管する。
 - 2) 研究資金管理における遵守事項
 - ①公的研究費の責任体制及び職務は「高知学園短期大学における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に定める。
 - ②経費の取扱いにあたっては、「会計規程」を遵守する。
3. 本学における研究活動及び研究費等に関する事務処理手続及びルールに関する相談窓口は庶務課とする。
4. 違反者への対応
 - 1) 不正な行為を行った者は、学校法人高知学園就業規則第32条により処罰する。
 - 2) 不正行為に関わった業者は、取引を停止する。
5. この基本方針の所管は、庶務課とする。
6. この基本方針の改廃は、研究に関する不正防止委員会で審議し、学長が行う。

附 則

- 1 この基本方針は、平成28年2月19日から施行する。